

## 原子力損害の賠償について

東京電力福島原子力発電所の事故により原子力損害が生じており、迅速かつ適切に賠償を進めていくことが必要。

### ○原子力損害の賠償に関する法律（原賠法、昭和36年制定）

- ・ 原子力事業者は、無過失・無限責任を負う。ただし、異常に巨大な天災地変の場合は、原子力事業者は免責される。
- ・ 原子力事業者と政府との補償契約により、政府は最大1,200億円（1事業所当たり）を原子力事業者に補償。
- ・ 1,200億円を超える場合には、政府は、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行う。
- ・ 原子力損害の範囲等の判定指針を策定する原子力損害賠償紛争審査会（文科省の審議会）について規定。

### 今回の事故に対応するための具体策

- 原子力損害賠償支援機構法による支援
- 紛争審査会が判定指針を策定し、賠償範囲を明確化
- 紛争審査会の下にADRセンターを設置し、迅速かつ公正な紛争解決を促進

※ADR：裁判外紛争処理手続のこと

## 1. 原子力損害賠償支援機構法（8月3日通常国会で成立）

### ①迅速かつ適切な損害賠償

### ②東京電力福島原子力発電所の状態の安定化及び事故処理に係る事業者等への悪影響の回避

### ③電力の安定供給

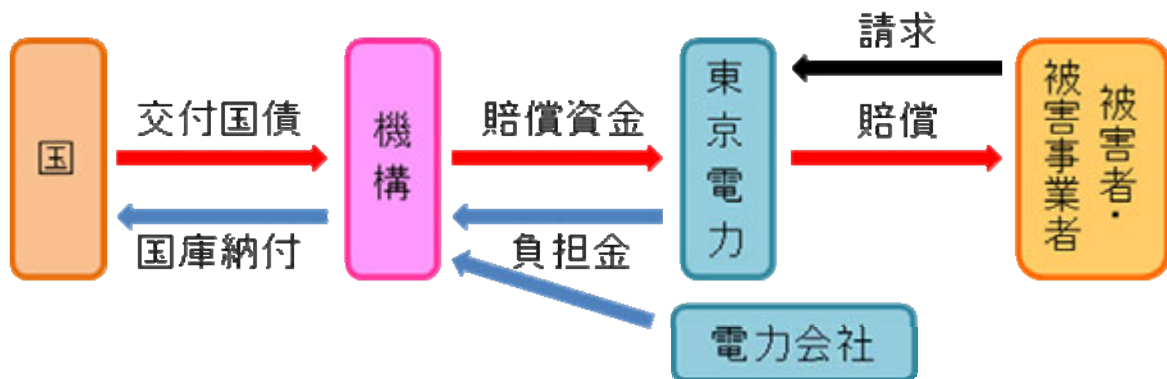
の3つを確保するため、東京電力が事業体として存続しながら賠償を実施できるよう支援。

- ・原子力事業者が損害賠償の支払等に対応できる支援組織（機構）を中心とした仕組みを構築する

— 原子力事業者は「相互扶助」の考え方にに基づき、資金を拠出し合って備える。（「機構」という仕組み作り）

— 必要な場合には、政府が、損害賠償の支払等に係る援助（交付国債の交付）を行う。

— 機構は、交付国債を現金化し、賠償に必要な資金を東京電力に交付する。



※この他、東京電力が電力の安定供給に必要な設備投資を行うなど、事業資金が必要な場合には、機構が政府保証で借り入れた資金を東京電力に融資すること等も想定。

## (2次補正予算)

- |            |          |        |
|------------|----------|--------|
| ・ 交付国債の発行額 | 2兆円 (注1) | } (注2) |
| ・ 政府保証枠    | 2兆円      |        |

(注1) 3次補正で、経産省は、交付国債を3兆円増額要求

(注2) 事故収束、損害賠償の状況を踏まえつつ、適宜増額予定

- ・ 機構への出資金 70億円

## (資金の交付)

- ・ 損害賠償に万全を期すため、機構法では、交付国債とは別に、以下の場合には、国が機構に、国庫納付を前提としない資金交付を行うことができることとしている。

- 第51条 国債が交付されてもなお損害賠償に充てるための資金が不足するおそれがある場合(与野党協議により追加された規定)
- 第68条 負担金によって電気の安定供給等に支障を来し、または利用者に著しい負担を及ぼす過大な負担金を定めることとなり、国民生活・国民経済に重大な支障を生ずるおそれがある場合

## (損害賠償の円滑化業務)

- ・ 機構は、損害賠償の円滑な実施を支援するため、
  - 被害者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行うとともに、
  - 賠償支払を代行することができる。

- ①原子力事業者からの委託を受けて賠償の支払
- ②国又は都道府県知事の委託を受けて仮払金の支払  
(仮払法に基づく仮払いを国から委託される予定)

(機構の設立等)

- 9月 機構設立(26日に開所式)  
〔理事長は杉山武彦・前一橋大学長〕
- 第三者委員会から報告書の提出  
〔東京電力に関する経営・財務調査委員会〕  
委員長：下河辺 和彦 弁護士
- 10月 東電から特別事業計画の原案提出の見込み

## 2. 原子力損害賠償紛争審査会の賠償範囲の判定指針

- ・原子力損害賠償紛争審査会は、原賠法に基づき文部科学省に設置された審議会。原子力損害の範囲の判定等のための指針を原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次策定。
- ・第一次指針(4/28)：政府指示による避難等に伴う損害
- ・第二次指針(5/31、6/20 追補)：いわゆる風評被害や避難生活等に伴う精神的損害
- ・中間指針(8/5)：原子力損害の範囲の全体像を取りまとめ

※自主避難など中間指針に示されなかったものも含め、今後も、事故収束、避難区域見直し等の状況変化に伴い、必要に応じて指針で示すべき事項について検討。9月21日から検討再開。

## 2. -2 原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）

- ・原子力損害の賠償に関する紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会のもとに設置された公的な紛争解決機関。
- ・ADRセンターは、文部科学省の他、法務省、裁判所、日本弁護士連合会出身の専門家らにより構成され、被害者の申立てにより、弁護士等の仲介委員らが原子力損害の賠償に係る紛争について和解の仲介手続を行い、当事者間の合意形成を促すことで紛争の解決を目指す。
- ・9月1日から、申立ての受付けを開始。